

2018年4月12日
資源エネルギー庁

新規/変更認定申請等にかかる経過措置について

2018年4月1日より、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則をはじめとした関係省令及び告示が改正され、施行されています。これらの改正省令には、2017年度に申請された案件に関する経過措置が規定されておりますが、改めて以下の通りご案内いたします。

【経過措置①】2017年度申請期限までに申請された新規/変更認定申請に対する経過措置（全電源）

2017年度の申請期限までに申請を行ったにもかかわらず、申請件数増加のため審査に時間を要し、認定が2018年度にずれ込む案件について、以下の要件をいずれも満たす場合は、当該申請に係る認定が2018年4月以降になったとしても、これを2017年度の認定とみなして2017年度の調達価格を適用します。

- ① 2018年1月12日まで（バイオマス発電設備については2017年12月12日まで）に新規/変更認定申請を行ったこと
- ② 2018年2月16日までに電力会社との接続同意書類を提出したこと

なお、2018年4月から、太陽光発電設備以外の電源についても運転開始期限が設定されることとなりましたが、経過措置の対象となる太陽光発電設備以外の案件については、認定の取得が2018年4月以降であっても運転開始期限は設定されません。

【経過措置②】2017年度内に申請された変更認定申請に対する経過措置（太陽光発電設備及び20kW未満の風力発電設備を除く）

2018年度から、風力・中小水力・地熱・バイオマス発電設備について、発電出力を増加させる場合には、運転開始前後を問わず、調達価格をその変更時点の価格に変更することとなりましたが、以下の要件をいずれも満たす変更認定申請については、認定が2018年4月以降になったとしても、調達価格は変更されないこととします。

- ① 当該申請が発電出力の10kW未満又は20%未満の増加に係るものであって、区分等の変更を伴うものでないこと
- ② 2018年3月30日までに、当該申請を行ったこと
- ③ 2018年11月30日までに、接続同意書類（当該出力増加後のもの）を提出すること

【経過措置③】電源接続案件募集プロセス完了案件に係る変更認定申請に対する経過措置（太陽光発電設備及び20kW未満の風力発電設備を除く）

2018年度から、風力、中小水力、地熱、バイオマス発電設備について、発電出力を増加させる場合には、運転開始前後を問わず、調達価格をその変更時点の価格に変更することとなりましたが、旧FIT法の認定を受けており、電源接続案件募集プロセスに参加中で認定失効が猶予されて

いる案件について、以下の要件をいずれも満たす変更認定申請については、調達価格は変更されないこととします。

- ① 電源接続案件募集プロセス完了後、接続契約を締結した日が2018年3月1日以降であること
- ② 当該申請が発電出力の10kW未満又は20%未満の増加に係るものであって、区分等の変更を伴うものでないこと
- ③ 接続契約を締結した日の翌日から1カ月以内に当該申請を行うこと
- ④ 当該申請の際に、電力会社との接続同意書類（当該電源接続案件募集プロセス完了後、最初の接続の同意に係るもの）を同時に提出すること

【経過措置④】20kW未満の風力発電設備の新規/変更認定に対する経過措置

20kW未満の風力発電設備については、2018年度から20kW以上の風力発電設備と同価格区分として取り扱われることとなりましたが、以下の要件をいずれも満たす案件に限り、認定日が2018年4月1日以降になる場合であっても、2017年度と同じ調達価格を適用することとします。

- ① 2018年2月28日までに新規/変更認定申請を行ったこと
- ② 申請時に土地の使用権原を証する書類を含め全ての必要書類（接続の同意を証する書類の写しを除く）が添付されていること
- ③ 2018年2月28日までに電力会社に接続契約の申込みを行い、不備なく受付されていること
- ④ 2018年7月31日までに電力会社との接続の同意を証する書類を提出すること

なお、経過措置④の対象となる案件については、風力発電設備の運転開始期限（4年）が設定されます。

■本件に関するお問合せ窓口

<全発電区分について>

0570-057-333（受付時間：平日9:00から18:00）

<50kW未満太陽光について>

0570-03-8210（受付時間：平日の9:20から17:20）

電話が繋がらない場合は、時間をおいてからおかけ直してください。

以上